

建 技 第 5 6 8 号
令和 3 年 3 月 1 5 日

各 部 局 長 様
企 業 局 長 様
が ん セ ン タ ー 局 長 様
教 育 長 様
警 察 本 部 長 様

交 通 基 盤 部 長

押 印 廃 止 に 伴 う 低 入 札 価 格 調 査 制 度 実 施 要 領 等 の 改 正 に つ い て （ 通 知 ）

令 和 3 年 3 月 4 日 付 け 事 務 連 絡 「 工 事 ・ 業 務 及 び 公 共 用 地 関 係 書 類 の 押 印 廃 止 に つ い て 」
に よ り 、 建 設 支 援 局 関 係 の 押 印 を 廃 止 す る 書 類 一 覧 に つ い て 参 考 送 付 し た と ころ で す が 、 低
入 札 価 格 調 査 制 度 に 係 る 下 記 要 領 等 を 別 添 の と お り 改 正 し ま す 。

な お 、 今 回 の 取 扱 い は 、 押 印 を 行 わ な い こ と を 強 制 す る も の で は あ り ま せ ン 。

記

1 改 正 す る 要 領 等

- ・ 静 岡 県 低 入 札 価 格 調 査 マ ニ ュ ア ル
- ・ 静 岡 県 建 設 関 連 業 務 委 託 に 係 る 低 入 札 価 格 調 査 制 度 実 施 要 領
- ・ 静 岡 県 建 設 関 連 業 務 委 託 低 入 札 価 格 調 査 マ ニ ュ ア ル
- ・ 静 岡 県 建 設 関 連 業 務 委 託 低 入 札 価 格 調 査 チェックリスト

2 適 用 日

令 和 3 年 4 月 1 日 以 降 提 出 す る 文 書 に 適 用 す る も の と し 、 既 契 約 の 工 事 、 業 務 及 び 入 札
公 告 （ 指 名 通 知 ） 中 の 工 事 、 業 務 に つ い て も 適 用 す る 。

担 当 : 建 設 技 術 企 画 課 技 術 調 査 班
電 話 番 号 : 054-221-2131

静岡県低入札価格調査マニュアル

【改正箇所 新旧対照表】

改定内容：押印廃止規定に伴うマニュアル改定

令和3年4月

静岡県

新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">静岡県低入札価格調査マニュアル</p> <p>様式-15</p> <p style="text-align: center;">(意向確認書)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>発注機関の長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p>低入札価格調査制度に基づき調査対象者として低入札価格調査書類の提出ができませんので、入札が無効と取り扱われることに異存がありません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 入札番号</p> <p>2 工事名</p> <p>3 工事箇所</p> <p>4 書類の提出ができない理由</p> <p>※備考</p> <p>1 提出は、<u>持参又はFAX</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">静岡県低入札価格調査マニュアル</p> <p>様式-15</p> <p style="text-align: center;">(意向確認書)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>発注機関の長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p>低入札価格調査制度に基づき調査対象者として低入札価格調査書類の提出ができませんので、入札が無効と取り扱われることに異存がありません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 入札番号</p> <p>2 工事名</p> <p>3 工事箇所</p> <p>4 書類の提出ができない理由</p> <p>※備考</p> <p>1 提出は、<u>持参、FAX又はメール</u>とする。</p>

静岡県低入札価格調査マニュアル

1. 目的

静岡県低入札価格調査マニュアル（以下「本マニュアルという。」）は、工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除等に資するため、低入札価格調査制度対象工事について「静岡県低入札価格調査制度実施要領」にもとづく調査を実施する際の調査方法及び内容等を定めたものである。

2. 適用対象

本マニュアルは、調査基準価格を下回った入札者（以下、「調査対象者」という。）に対して適用する。

低入札価格調査は、調査対象者に対して実施するものであるが、本マニュアルは、近年、低入札価格調査制度による調査の対象となる工事が大幅に増加していることから、工事の適正な履行に関し、さらに厳重に調査をすることを目的に作成したものである。

3. 調査方法

1. 本マニュアルに基づく調査（以下「本調査」という。）は、開札を行った日から実施することとし、可及的速やかに調査対象者からの事情聴取、関係機関等への照会等の調査を完了すること。ただし、入札額が、要領第11条第1項第9号（契約しない基準額）に該当する場合は、「不適切な入札」とし、以降の調査を実施しない。
2. 発注機関は、本調査を下記の手順で実施するものとする。
 - ① 落札の決定を保留した段階で、入札者に対し、調査の対象である旨を通知する。ただし、調査対象者が発注機関の指定した期日までに様式15に定めた意向確認書を提出し、発注機関の長がこれを受理した場合は、当該調査対象者の入札を無効とする。
 - ② 入札時に提出されている入札価格（工事費）内訳書を用意する。
 - ③ 調査対象者に対し、資料（別記様式）を、発注機関が指定する期日（要領別紙参照）以内に、発注機関の長あてに入札の責任者（支店長、営業所長等）から提出するように通知する。
 - ④ 資料の受領後、本マニュアル「4. 調査内容」に基づき事情聴取を行う。事情聴取は、入札の責任者から行う。なお、事情聴取日は発注機関が指定する。
3. 本調査の実施に際し、本マニュアルで定められた資料が発注機関の指定する期日以内に提出されない場合は、調査対象者に対し、建設工事等競争契約入札心得第13条2項に該当する旨宣言し、「不適切な入札」として契約審査委員の意見を求めるものとする。

4. 調査内容

本調査においては、「静岡県低入札価格調査制度実施要領」第7条 調査の実施における調査内容のうち、下表の内容について調査を行うものとする。

なお、入札価格が予定価格の税抜き額の70%未満を重点調査とし、同じく70%以上を標準調査とする。ただし、要領第3条第2項関係（基準価格の低減）を適用した工事は、入札価格が予定価格の税抜き額の60%未満を重点調査とし、同じく60%以上を標準調査とする。

調査内容（様式）	（重点調査）	（標準調査）
(1) その価格により入札した理由（様式-1）	○	○
(2) 入札金額の積算内訳（様式-2~4）	○	○ (資料2、4のみ)
(3) 手持工事の状況（様式-5、5の1）	○	※
(4) 配置予定技術者（様式-6）	○	○
(5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（様式-7）	※	※
(6) 手持資材の状況（様式-8）	※	※
(7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係（様式-9）	※	※
(8) 手持機械数の状況（様式-10）	※	※
(9) 労務者の具体的供給見通し（様式-11~12）	※	※
(10) 過去に施工した公共工事名及び発注者（様式-13）	○	※
(11) 建設副産物の搬出地（様式-14）	○	○
上記の提出された資料についての事情聴取（ヒアリング）	○	▲
(12) 経営内容、会社の概要	発注機関が調査をする (調査対象者からの資料は不要)	
(13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会、経営事項審査）		
(14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）		

○：必須項目

▲：任意項目（発注機関が必要と判断した場合）

※：その価格により入札した理由とした場合は、当該理由に関する様式のみ必須、その他は提出不要

（例：手持資材を活用→様式-8が必須、安価に資材を購入できる→様式-9が必須）

(1) その価格により入札した理由

当該入札価格で当該工事が安全で良質な施工が可能かを確認する。

(2) 入札金額の積算内訳

「入札金額の積算内訳（様式-2、様式-2の1）」については以下の調査を行う。

① 仕様及び数量

- 数量総括票に対応する積算内訳となっているか。
- 設計図書での要求事項を理解して見積を行っているか。
- 指定の数量によって積算されているか。（数量の指定のない場合は、業者の数量による。）
- 指定の工法によって施工することとしているか。（工法指定のない場合は、その工法に安全性等の点で問題はないか。）

② 資材単価、労務単価又は市場単価

資材単価、労務単価又は市場単価について発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。

③ 施工単価

施工単価について発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合は、労務者編成、機械編成、サイクルタイム、日当たり施工量等を記載した書類等の提出を求め、施工可能な作業効率であるか確認する。

④ 下請業者との関係

下請業者を予定している場合には、予定している「施工体制台帳（様式-3）及び施工体系図（様式-4）」及びその下請業者からの見積書等の提出を求め、下請に係る見積り額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか確認する。

以下の場合には、その理由を記載した書類等の提出を求め、これに基づき詳細な調査を行うとともに、必要に応じて、下請業者のヒアリング等を実施する。

- (a) 下請業者の見積書等の工事内容（規格、工法及び数量等）が明確でない場合。
- (b) 下請業者の資材単価、労務単価、市場単価又は施工単価について、発注者の単価に比し相当低いと認められる場合。

⑤ 安全対策

安全管理等の共通仮設費の計上は適当か。

⑥ 現場管理費

現場管理費の計上は適当か。

⑦ 一般管理費等

一般管理費について、発注者の価格に比し相当程度低いと認められる場合は、当該価格の設定理由について確認を行う。

(3) 手持工事の状況

手持工事の状況（様式-5～様式-5の1）の内容について、以下の調査を行う。

契約対象工事付近及び関連する手持工事（様式-5）及び低入札価格調査対象で施工

中の手持工事（様式-5 の 1）の状況から間接費の節減が可能か（具体的には、営繕損料、現場管理費等の節減が可能かどうか。）

(4) 配置予定技術者

配置予定技術者（様式-6）の内容について以下の調査を行う。

- ① 当該工事に配置を予定する主任技術者等（低入札価格調査制度による調査等実施要領第 5 条により増員を義務付けている技術者（補助技術者）を含む）について、資格要件及び他の手持工事の状況との関係を確認する。
- ② 予定技術者について、名簿の提出を求め入札者との雇用関係の確認を健康保険証等の写しにより確認する。
- ③ 予定技術者について、入札執行日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることを確認する。
- ④ 補助技術者が他の技術者と兼務していないことを確認する。

(5) 契約対象工事と入札者の事業所、倉庫等との関連

「契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（様式-7）」の内容について以下の調査を行う。

- ① 監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理的状況をかんがみ、経費等の節減が可能かどうかを確認する。
- ② 緊急時の対応等、安全管理に優位性があるかを確認する。

(6) 手持資材数の状況

「手持資材の状況（様式-8）」において、手持資材を当該工事で活用している場合は、具体の数量、活用方法及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格との関連性について調査する。

【具体例】

- (a) 仮設鋼矢板及び支保材、足場材、その他 2 次製品の活用をする。
- (b) コンクリート用型枠等を活用する。
- (c) 安全管理資材を保有している。
- (b) 契約対象工事に関連する手持資材の活用に関し優位性がある。

(7) 資材購入先及び購入先と入札者の関係

「指示購入先及び購入先と入札者との関係（様式-9）」において、当該工事で使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合、その根拠を、資材販売店の作成した見積書等により確認する。確認できない場合は、取引先の意向を確認する。

【具体例】

- (a) 手形取引でなく現金決裁による値引きが可能である。
- (b) 系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。
- (c) 永年にわたる取引がある。

(8) 手持機械数の状況

「手持機械数の状況（様式-10）」において、当該工事において、手持の建設機械等を使用している場合は、所属等を証する資料等で確認する。工費縮減効果の高い機械

については写真も添付。

【具体例】

- (a) 手持の重機械等の活用が可能であり、損料計上が優位にある。
- (b) 資産償却が終わっており、損料が不要となる。
- (c) 系列会社からの取引、又は永年にわたり取引がある。

(9) 労務者の具体的供給見通し

労務者の確保計画（様式－11）及び配置（様式－12）の内容について、以下の調査を行う。

- ① 労務者について、確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能かを確認する。
- ② 労務者について、自社の者を従事させることとなる場合には、名簿の提出を求め、雇用関係の確認は健康保険証等の写しにより行う。

(10) 過去に施工した公共工事名及び発注者

「過去に施工した公共工事名及び発注者（様式－13）」の内容について以下の調査を行う。

- ① 過去に施工した 50,000 千円以上の公共工事から 2～3 例を選び施工体制台帳及び請負代金内訳書の提出を求め、内容について確認を行う。
- ② 県工事において低入札受注工事の実績があれば報告させ、本マニュアル(1)～(8)に係る内容について確認するとともに、工事成績評定通知書の写しの提出を求め、工事成績評定点を確認する。

(11) 建設副産物の搬出地

「建設副産物の搬出地の状況（様式－14）」について以下の調査を行う。

- ⑤ 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が発注仕様書等に合致しているかを確認する。
- ⑥ 適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する。（処理価格も含む）

(12) 経営内容、会社の概要

- ① 建設業の業種、許可番号等を確認する。
- ② 資本金、完成工事高、技術職員数等を確認する。

(13) 経営状況

- ① 保証会社への照会を建設業課へ依頼する。

(14) 信用状況

- ① 建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況及びその他の確認を建設業課へ依頼する。

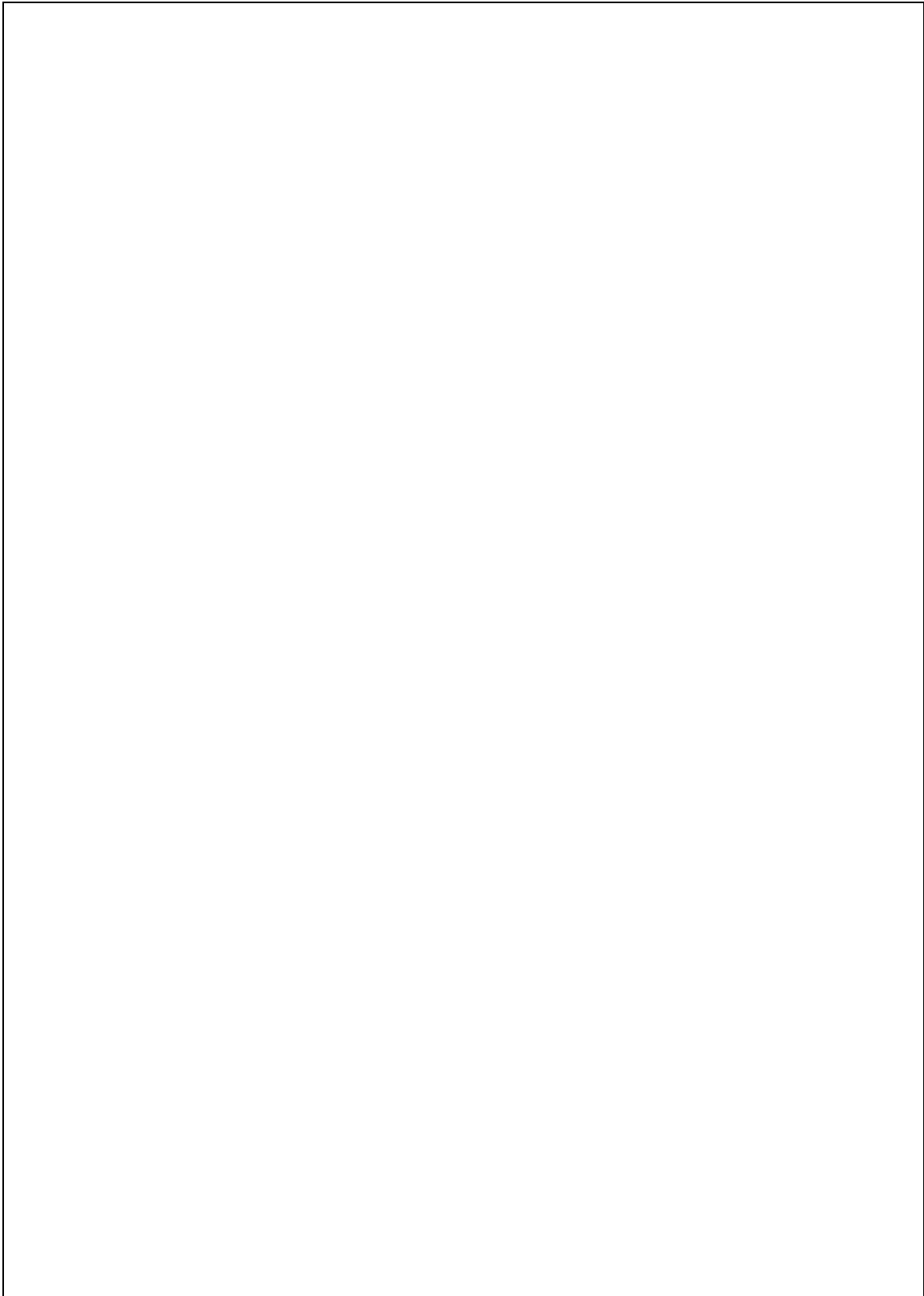
5. 契約後の取扱い

本調査を実施した工事において、履行可能と判断し契約した工事については

- (1) 本調査で提出させた資料及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、「静岡県低入札価格調査制度実施要領」及び「低入札価格調査対象工事に係る監督体制の強化について（通知）」（平成 14 年 6 月 28 日、建指第 144 号）により対応する。

様式－1

その価格により入札した理由



様式—3の1

入札金額の積算内訳（施行体制台帳）（予定）

作成建設業者名	
許可番号	(特・般)
許可業種	

1. 発注者から請け負った建設工事について

建設工事名		
工事内容		
工期	年 月 日 ～ 年 月 日	
契約日	年 月 日	
発注者	名称	
	住所	
契約営業所	名称	
	住所	
発注者の 監督員	氏名	
	権限	
	意見具申方法	
自社の 現場代理人	氏名	
	権限	
	意見具申方法	
監理技術者	氏名	
	資格	
専門技術者	氏名	(専任・非専任)
	資格	
	担当工事	
安全衛生責任者氏名		
雇用管理責任者氏名		

※重点調査のみ提出する。

様式—3の2

入札金額の積算内訳 (2. 作成建設業者が請け負わせた建設工事について) (予定)

受注者	名 称	
	住 所	
	許 可 番 号	(特・般)
	必要な許可業種	
建 設 工 事 名		
工 事 内 容		
工 期		年 月 日 ~ 年 月 日
契 約 日		年 月 日
自社の契約 取扱営業所	名 称	
	住 所	
自 社 の 監 督 員	氏 名	
	権 限	
	意見具申方法	
受注者の 現場代理人	氏 名	
	権 限	
	意見具申方法	
主任技術者	氏 名	(専任・非専任)
	資 格	
専門技術者	氏 名	
	資 格	
	担 当 工 事	

※重点調査のみ提出する。

様式—3の3

入札金額の積算内訳（再下請通知書）（予定）

再下請通知人名	
住所	
許可番号	

1. 注文者との契約について

注文者	
建設工事名	
契約日	

2. 再下請通知人が請け負わせた建設工事について

受注者	名称	
	住所	
	許可番号	
	施工に必要な許可業種	
建設工事名		
工事内容		
工期		年 月 日～ 年 月 日
契約日		年 月 日
自社の監督員	氏名	
	権限	
	意見具申方法	
受注者の現場代理人	氏名	
	権限	
	意見具申方法	
主任技術者	氏名	(専任・非専任)
	資格	
専門技術者	氏名	
	資格	(専任・非専任)

※重点調査のみ提出する。

様式-4 入札金額の積算内訳（工事作業所災害防止協議会兼施工体系図）（予定）

発注者名	
工事名	
元請名	
監督員名	
監理技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	
請負金額(A)	(百万円)
下請負金額計	(百万円)
会長	総括安全衛生責任者
副会長	総括安全衛生責任者

元方安全衛生管理者
書記

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	
請負金額(B)	(百万円)	
B/A	(%)	
工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	
請負金額(B)	(百万円)	
B/A	(%)	
工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	
請負金額(B)	(百万円)	
B/A	(%)	
工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	
請負金額(B)	(百万円)	
B/A	(%)	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	
請負金額(B)	(百万円)	
B/A	(%)	
工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	
請負金額(B)	(百万円)	
B/A	(%)	
工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	
請負金額(B)	(百万円)	
B/A	(%)	
工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	
請負金額(B)	(百万円)	
B/A	(%)	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	
請負金額(B)	(百万円)	
B/A	(%)	
工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	
請負金額(B)	(百万円)	
B/A	(%)	
工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	
請負金額(B)	(百万円)	
B/A	(%)	
工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	
請負金額(B)	(百万円)	
B/A	(%)	

当様式は、低入札価格調査用の様式であり、実際の体系図は、着色部分の表示は不要

様式-7

契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）



※分かりやすい地図で契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連が明確になるように記入する。また所在地も明らかにする。

※縮尺は問わない。

様式-15

(意向確認書)

年 月 日

発注機関の長 様

住所
商号又は名称
代表者氏名

低入札価格調査制度に基づき調査対象者として低入札価格調査書類の提出ができませんので、入札が無効と取り扱われることに異存がありません。

記

- 1 入札番号
- 2 工事名
- 3 工事箇所
- 4 書類の提出ができない理由

※備考

- 1 提出は、持参、FAX又はメールとする。

静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度実施要領

【改正箇所 新旧対照表】

令和3年4月

静岡県

改定内容：押印規定廃止に伴う改定

新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度実施要領</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(品質確保のための措置)</p> <p>第14条</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 第三者照査等の結果は、報告書として取りまとめ、<u>落札者、第三者が署名押印のうえ</u>、業務完了までに発注機関の長に提出する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第15条～第16条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成23年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成23年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成24年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成27年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成28年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成29年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成29年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、令和元年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p>	<p style="text-align: center;">静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度実施要領</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(品質確保のための措置)</p> <p>第14条</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 第三者照査等の結果は、報告書として取りまとめ、業務完了までに発注機関の長に提出する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第15条～第16条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成23年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成23年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成24年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成27年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成28年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成29年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成29年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、令和元年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p><u>この要領は、令和3年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</u></p>

静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の委託契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」に係る調査に関して、必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 本要領は、予定価格が5百万円以上の建設関連業務及び総合評価落札方式の適用を受ける建設関連業務を対象とする。ただし、予定価格が5百万円未満の建設関連業務であっても発注機関の長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

2 調査基準価格を下回った入札を行った者を調査の対象者（以下「調査対象者」という。）とする。

(調査基準価格)

第3条 競争入札により契約（以下「業務委託契約」という。）を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札比較価格に対する価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の（1）から（6）に示す業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8を乗じた額（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあつては3分の2）とする。

(1) 測量業務

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 特別経費の額

- ③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - ④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - (4) 地質調査業務
 - ① 直接調査費の額
 - ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
 - ④ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
 - (5) 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）
 - ① 直接人件費の額
 - ② 直接経費の額
 - ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
 - (6) 電算帳票業務委託は、作業価格計に10分の7を乗じて得た額
 - (7) 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は1万円単位とし、1万円未満の端数は切捨てる。
- 3 特別な業務等で、前項の規定により難しいものについては、前項に定める算定方法に関わらず、契約ごとに10分の8（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）から10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。
- 4 前2項において定める調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「(調査基準価格入札書比較価格 〇〇円)」と記載する。

(対象業者への周知)

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、発注機関の長は、入札公告等の際に、次のことを明示するとともに、建設工事等競争契約入札心得の条文を熟読することを入札参加業者に促すものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第1項の適用があること
- (2) 調査対象者は、落札候補者であっても落札者とならない場合があること
- (3) 調査対象者は、事後の事情聴取に協力すべきこと

(開札処理)

第5条 開札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、発注機関の長は、落札決定を保留し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、落札者は後日決定する旨を入札参加業者に通知する。

(調査の実施)

第6条 発注機関の長は、調査対象者の価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の項目により、調査対象者からの事情聴取、関係者への照会等の調査を行うものとし、調査対象者に対してその旨通知する。

ただし、調査対象者が発注機関の指定した期日までに様式10に定めた意向確認書を提出し、発注機関の長がこれを受理した場合は、当該調査対象者の入札を無効とする。

なお、調査の実施方法等、詳細については別に定める「建設関連業務委託低入札価格調査マニュアル」によるものとする。調査対象者は「建設関連業務委託低入札価格調査マニュアル」で提出を求める様式-1 から様式-9 に必要事項をもれなく記入し、発注機関が指定した期日までに提出しなければならない。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書
- (3) 当該契約の履行体制
- (4) 手持ちの建設関連業務の状況
- (5) 配置予定技術者名簿
- (6) 手持ち機械等の状況（測量業務及び地質調査業務に係る本調査の場合に限る。）
- (7) 契約に示された内容に適合した履行をする旨の確約書
- (8) 第三者による照査等を実施する者
- (9) 第三者による照査等を行う者の確約書
- (10) その他必要な事項

2 調査は、調査基準価格を下回った者のうち最低の価格をもって入札した者のほか、調査基準価格を下回った複数の者について並行して行うことができる。

（調査期間）

第7条 発注機関の長は、開札の結果、落札決定を保留とした場合には、直ちに前条に掲げる調査を行うものとし、速やかに調査を完了させるものとする。

（調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置）

第8条 発注機関の長は、調査の結果、調査対象者がした入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

（調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置）

第9条 発注機関の長は、調査の結果、調査対象者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、契約審査委員3名を指名し、調査の結果及び意見を記載した書面により契約審査委員（3人）に提出し、その意見を求めなければならない。

（契約しない場合の判断基準）

第10条 以下の項目に1つでも該当する場合は、発注機関の長は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当するものとする。なお、詳細については別表1のとおりとする。

- (1) 発注機関が指定した期日までに調査資料が提出されない場合
- (2) 入札価格積算内訳書と入札価格が一致していない場合
- (3) 再委託先からの見積書等の金額が入札価格積算内訳書の再委託予定額と一致していない場合
- (4) 設計図書に計上した設計数量を満足していない場合
- (5) 第14条第3項8号に規定する第三者による照査等を実施する者の確約書が提出されない場合
- (6) 上記の他、適正な業務委託の履行がなされないおそれがあると認められる場合

(契約審査委員の審査及び意見の表示)

第 11 条 契約審査委員は、発注機関の長から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は、多数決によるものではなく、個別の意見を表示する。

(契約審査委員の意見に基づく適合した履行の判断等)

第 12 条 契約審査委員の表示した意見のうち、2人以上の意見が発注機関の長の意見（その価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる意見）と同一であった場合は、発注機関の長は、調査対象者を落札者とししない。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者（以下「次順位者」という。）が調査対象者であった場合には、第6条以降と同様の手続による。

- 2 発注機関の長は、契約審査委員の表示した意見のうち、2人以上の意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、合理的な理由があるときは、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断することができる。
- 3 発注機関の長は、適合した履行がされないおそれがあると判断したときは、調査対象者に対して落札者とししない旨の通知をする。

(所管部長等への報告)

第 13 条 発注機関の長は、次順位者を落札者と決定したときは、遅滞なく当該競争入札に関する調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに契約審査委員の意見を記載した書面の写しを添付し、所管部長へ提出するものとする。

(品質確保のための措置)

第 14 条 調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、第三者による照査等（以下「第三者照査等」という。）を行うものとする。

- 2 第三者照査等は次の（1）から（5）とする。

(1) 測量業務

通常の自社の精度の確認に加え、第三者による主要な箇所の精度の確認を実施する。

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務

通常の自社の照査に加え、落札者の負担で同様の内容の第三者による照査を実施する。

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務

通常の自社の内容確認に加え、第三者による主要な箇所の内容確認を実施する。

(4) 地質調査業務

通常の自社の内容確認に加え、第三者による主要な箇所の内容確認を実施する。

(5) 補償関係コンサルタント業務

通常の自社の内容確認に加え、第三者による主要な箇所の内容確認を実施する。

- 3 第三者照査等を実施する者（以下「第三者」という。）については、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- (1) 静岡県建設関連業務委託入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された入札参加資格者であること。

- (2) 資格者名簿に登載されている第三者の業種内容が、契約対象業種の内容に相応していること。
 - (3) 契約対象業種における総合点数が、全て落札者の総合点数の80%以上を有すること。
 - (4) 静岡県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
 - (5) 落札者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
 - (6) 契約対象業務と同種の業務を、静岡県から受注し、完了した実績があること（その完了の日が、入札が執行された日の属する年度内又はその前年度から起算して過去5年度以内である場合に限る。）。
 - (7) 当該入札に参加した者でないこと。
 - (8) 別表2に定める資格を有する者が、第三者に属し、第三者照査等を実施する担当者であること。
 - (9) 入札が執行された日から起算して過去1年間において、静岡県が発注した業務に関して当該落札者の第三者照査等を請け負っていないこと。また、当該落札者に対して第三者照査等を請け負わせていないこと。
 - (10) 第三者照査等に関し、粗雑業務と認められた場合、入札参加停止措置その他不利益となる措置を受けることについて異存のない旨の確約書を発注機関の長あてに提出できる者であること。
- 4 契約対象業務の内容が複数の専門業務にわたる場合、発注機関の長は第三者照査等の担当者に別表2に加えて必要な要件等を付加することができる。
 - 5 第三者照査等の結果は、報告書として取りまとめ、業務完了までに発注機関の長に提出する。
 - 6 第三者照査等に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(特記仕様書への明示等)

第15条 調査対象者が落札した場合においては、第14条で規定する第三者照査等の義務付けのほかその他必要事項を特記仕様書等において明示するものとする（共通仕様書に規定されている場合を除く。）。

(閲覧に供する書面への特記)

第16条 調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、当該委託に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札結果表の写しに「低入札価格調査制度調査対象業務委託」と記載するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成23年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成24年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成27年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成28年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成29年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成29年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。
 この要領は、令和元年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。
 この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。
 この要領は、令和3年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

別表1（第10条関係）

契約しない場合の判断基準

項 目	内 容
(1) 発注機関が指定した期日までに調査資料が提出されない場合	<p>ア 調査資料が、発注機関が指定した日時までに提出されない場合。なお、提出期限は通知した翌日から起算して土日を含む7日目の午後5時とし、祝日、年末年始等の休日は含まない。提出方法は持参か郵送（期限までの必着）とする。</p> <p>イ 前記資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。</p> <p>ただし、発注機関が必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、この限りでない。</p>
(2) 入札価格積算内訳書と入札価格が一致していない場合	<p>ア 入札価格積算内訳書と入札価格が一致していない場合</p> <p>イ 入札価格積算内訳書と内訳明細書が一致していない場合</p> <p>ただし、単に記入間違いであることが明らかな場合、または、軽微な間違いの場合で入札価格に影響がない場合を除く</p>
(3) 再委託先からの見積書等の金額が入札価格積算内訳書の再委託予定金額と一致していない場合	<p>ア 再委託先からの見積書等の金額が入札価格積算内訳書の再委託予定金額と一致していない場合</p> <p>イ 再委託先からの見積書等、再委託に係る費用の根拠となる資料が確認できない場合</p> <p>ウ 再委託先からの見積書等により再委託の内容が確認できない場合</p>
(4) 設計図書に計上した設計数量を満足していない場合	<p>ア 設計図書に計上した設計数量が、入札価格に反映されていない場合</p>
(5) 第14条第3項第9号に規定する第三者による照査等を実施する者の確約書が提出されない場合	<p>ア 第14条第3項第9号に規定する第三者による照査等を実施する者の確約書が提出されない場合</p> <p>イ 確約書を提出した第三者による照査等を実施する者が第14条第3項に規定する要件を満たしていない場合</p> <p>ただし、第14条第3項に規定する要件を満たしていない指摘に対し、速やかに別の要件を満たす第三者の確約書を提出した場合を除く</p>
(6) 上記の他、適正な業務委託の履行がなされないおそれがあると認められる場合	

別表 2 (第 14 条第 3 項関係)

第三者照査等の担当者に求める資格要件

業 務 名		要 件
測量業務		測量士
地質調査業務		主たる業務に該当する部門の技術士又は R C C M
土木コンサルタント業務		主たる業務に該当する部門の技術士又は R C C M
建築コンサルタント業務		一級建築士、建築設備士 (設備に関する業務に限る)
補償関係 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	権利調査等	測量士、司法書士、土地家屋調査士、補償業務管理士 (土地調査)
	土地評価等	不動産鑑定士、補償業務管理士 (土地評価)
	木造建物、木造特殊建物調査・積算	一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士 (物件)
	非木造建物調査・積算	一級建築士
	付帯工作物、庭園、墳墓、立竹木、居住者、動産 (物件) 調査・積算	測量士、一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士
	移転工法検討	一級建築士
	機械設備、生産設備調査・積算	委託設備に関する技術士 (機械又は電気)、補償業務管理士 (機械工作物)
	営業に関する調査・積算	公認会計士、税理士、補償業務管理士 (営業・特殊)
	事業損失 (工損) 調査・積算	一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士 (事業損)
	事業認定申請図書 の作成等	補償業務管理士 (補償関連)

静岡県建設関連業務委託低入札価格調査マニュアル

【改定箇所 新旧対照表】

令和3年4月

静岡県

新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">静岡県建設関連業務委託低入札価格調査マニュアル</p> <p>1～4 (略)</p> <p>4 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 契約に示された内容に適合した履行をする旨の確約書 代表者名で提出<u>され、印があるか</u>確認する。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 第三者による照査等を実施する者の確約書 様式－8 <u>との整合がとれており、代表者名、押印があるか</u>確認する。</p> <p>5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">静岡県建設関連業務委託低入札価格調査マニュアル</p> <p>1～4 (略)</p> <p>4 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 契約に示された内容に適合した履行をする旨の確約書 代表者名で提出<u>されているか</u>確認する。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 第三者による照査等を実施する者の確約書 様式－8 <u>との整合を</u>確認する。</p> <p>5 (略)</p>

新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>発注機関の長 様</p> <p style="text-align: center;">住所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領に基づく下記資料を提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. その価格により入札した理由（様式-1） 2. 入札価格の内訳書（様式-2、様式-2の1） 3. 当該契約の履行体制 （様式-3、様式-3の1、様式-3の2（建築関係の建設コンサルタント業務に限る）） 4. 手持ちの建設関連業務の状況（様式-4） 5. 配置予定技術者名簿（様式-5） 6. 手持ち機械の状況（測量業務・地質調査業務に係る本調査の場合に限る。） （様式-6、様式-6の1） 7. 契約に示された内容に適合した履行をする旨の確約書（様式-7） 8. 第三者による照査等を実施する者（様式-8） 9. 第三者による照査等を実施する者の確約書（様式-9） 10. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇 ・〇〇 	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>発注機関の長 様</p> <p style="text-align: center;">住所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p>静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領に基づく下記資料を提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. その価格により入札した理由（様式-1） 2. 入札価格の内訳書（様式-2、様式-2の1） 3. 当該契約の履行体制 （様式-3、様式-3の1、様式-3の2（建築関係の建設コンサルタント業務に限る）） 4. 手持ちの建設関連業務の状況（様式-4） 5. 配置予定技術者名簿（様式-5） 6. 手持ち機械の状況（測量業務・地質調査業務に係る本調査の場合に限る。） （様式-6、様式-6の1） 7. 契約に示された内容に適合した履行をする旨の確約書（様式-7） 8. 第三者による照査等を実施する者（様式-8） 9. 第三者による照査等を実施する者の確約書（様式-9） 10. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇 ・〇〇

新旧対照表

改正前	改正後
<p>様式－7（契約に示された内容に適合した履行をする旨の確約書）</p> <p style="text-align: center;">確 約 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>発注機関の長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>当社（私）が入札の申込みをした下記業務委託について契約した場合は、建設関連業務委託低入札価格調査マニュアルに基づき提出した資料内容を遵守し、契約図書に示された内容に適合した履行を安全かつ確実にを行うことを確約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 対象業務委託名</p> <p>2. 入札の申込みに係る金額（税込み）</p>	<p>様式－7（契約に示された内容に適合した履行をする旨の確約書）</p> <p style="text-align: center;">確 約 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>発注機関の長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p>当社（私）が入札の申込みをした下記業務委託について契約した場合は、建設関連業務委託低入札価格調査マニュアルに基づき提出した資料内容を遵守し、契約図書に示された内容に適合した履行を安全かつ確実にを行うことを確約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 対象業務委託名</p> <p>2. 入札の申込みに係る金額（税込み）</p>

新旧対照表

改正前	改正後
<p>様式－9（第三者による照査等を実施する者の確約書）</p> <p style="text-align: center;">確 約 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>発注機関の長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>当社（私）は、〇〇〇が入札の申し込みをした下記業務委託について、〇〇〇が契約した場合、静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領第14条に規定する第三者による照査等を受託しますが、当社（私）が照査等を実施した後、納品した成果品について、静岡県業務委託契約約款第40条に規定するかしがあるときは、静岡県工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づき入札参加資格停止等の措置を受けることに異存がありません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 対象業務委託名</p> <p>2. 入札の申し込みをした業者名</p> <p>3. 第三者照査等を実施する担当者</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">資 格</p>	<p>様式－9（第三者による照査等を実施する者の確約書）</p> <p style="text-align: center;">確 約 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>発注機関の長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p>当社（私）は、〇〇〇が入札の申し込みをした下記業務委託について、〇〇〇が契約した場合、静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領第14条に規定する第三者による照査等を受託しますが、当社（私）が照査等を実施した後、納品した成果品について、静岡県業務委託契約約款第40条に規定するかしがあるときは、静岡県工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づき入札参加資格停止等の措置を受けることに異存がありません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 対象業務委託名</p> <p>2. 入札の申し込みをした業者名</p> <p>3. 第三者照査等を実施する担当者</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">資 格</p>

新旧対照表

改正前	改正後
<p>様式-10</p> <p>(意向確認書)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>発注機関の長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>低入札価格調査制度に基づき調査対象者として低入札価格調査書類の提出ができませんので、入札が無効と取り扱われることに異存がありません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 入札番号</p> <p>2 対象業務委託名</p> <p>3 業務箇所</p> <p>4 書類の提出ができない理由</p> <p>※備考</p> <p>1 提出は、持参又はFAXとする。</p>	<p>様式-10</p> <p>(意向確認書)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>発注機関の長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p>低入札価格調査制度に基づき調査対象者として低入札価格調査書類の提出ができませんので、入札が無効と取り扱われることに異存がありません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 入札番号</p> <p>2 対象業務委託名</p> <p>3 業務箇所</p> <p>4 書類の提出ができない理由</p> <p>※備考</p> <p>1 提出は、持参、<u>FAX又はメール</u>とする。</p>

静岡県建設関連業務委託低入札価格調査マニュアル

1. 目的

静岡県建設関連業務委託低入札価格調査マニュアル（以下「本マニュアルという。」）は、建設関連業務委託の品質確保及び不良・不適格業者の排除等に資するため、低入札価格調査制度対象業務委託について「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領及び運用」にもとづく調査を実施する際の調査方法及び内容等を定めたものである。

2. 適用対象

本マニュアルは、調査基準価格を下回った入札者（以下「調査対象者」という。）に対して適用する。

3. 調査方法

1. 本マニュアルに基づく調査（以下「本調査」という。）は、開札を行った日から実施することとし、可及的速やかに調査対象者からの事情聴取、関係機関等への照会等の調査を完了すること。
2. 発注機関は、本調査を下記の手順で実施するものとする。
 - ① 落札の決定を保留した段階で、入札者に対し、調査の対象である旨を通知する。ただし、調査対象者が発注機関の指定した期日までに様式10に定めた意向確認書を提出し、発注機関の長がこれを受理した場合は、当該調査対象者の入札を無効とする。
 - ② 調査対象者に対し、資料（別記様式）を、発注機関が指定する期日（要領別紙参照）以内に、発注機関の長あてに入札の責任者（代表者、支店長、営業所長等）から提出するように通知する。
 - ③ 資料の受領後、本マニュアル「4. 調査内容」に基づき事情聴取を行う。事情聴取は、入札の責任者から行う。なお、事情聴取日は発注機関が指定する。
3. 本調査の実施に際し、本マニュアルで定められた資料が発注機関の指定する期日以内に提出されない場合は、調査対象者に対し、建設工事等競争契約入札心得第13条2項に該当する旨宣言し、「不適切な入札」として契約審査委員の意見を求めるものとする。

4. 調査内容

本調査においては、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領及び運用」第6条「調査の実施」における調査内容のうち、下表の内容について調査を行うものとする。

なお、予定価格が1,000万円以上を重点調査とし、同じく1,000万円未満を標準調査とする。

調査内容（様式）	（重点調査）	（標準調査）
(1) その価格により入札した理由（様式-1）	○	○
(2) 入札価格の内訳書（様式-2、様式-2の1）	○	○
(3) 当該契約の履行体制（様式-3、様式-3の1、様式-3の2（建築関係の建設コンサルタント業務に限る））	○	○
(4) 手持ちの建設関連業務の状況（様式-4）	※	※
(5) 配置予定技術者名簿（様式-5）	※	※
(6) 手持ち機械等の状況（様式-6、様式-6の1） （測量業務及び地質調査業務に係る本調査の場合に限る）	※	※
(7) 契約に示された内容に適合した履行をする旨の確約書（様式-7）	○	○
(8) 第三者による照査等を実施する者（様式-8）	○	○
(9) 第三者による照査等を実施する者の確約書（様式-9）	○	○
上記の提出された資料についての事情聴取（ヒアリング）	○	▲

○：必須項目

▲：任意項目（発注機関が必要と判断した場合）

※：その価格により入札した理由とした場合は、当該理由に関する様式のみ必須、その他は提出不要

(1) その価格により入札した理由

当該入札価格で設計図書により求める内容の履行が可能かを確認する。

(2) 入札価格の内訳書

以下の調査を行う。

① 入札価格

- 入札価格積算内訳書が入札価格と一致しているか。
- 入札価格積算内訳書が明細書を反映したものとなっているか。

② 仕様及び数量

- 設計図書に対応する積算内訳となっているか。
- 設計図書での要求事項を理解して積算を行っているか。

③ 再委託の状況

- 再委託を予定している場合には、予定している再委託先からの見積書等（添付書類として提出を義務付けている）の金額が、様式－２の再委託予定金額と一致しているか。
- 予定している再委託先からの見積書等について再委託内容が明確であるか。
また、様式－３と矛盾していないか。

(3) 当該契約の履行体制

以下の調査を行う。

- 当該業務の履行体制が確立されているか。
- 再委託を予定している場合等において、入札価格積算内訳書を反映した体制となっているか。
- 建築関係の建設コンサルタント業務において、様式－３の２に記載された協力会社の技術者が履行に必要な資格を有しているか。

(4) 手持ちの建設関連業務の状況

各技術者が過度の業務を抱えていないか確認する。

(5) 配置予定技術者名簿

以下の調査を行う。

- 配置予定技術者が、仕様書等で求める資格を有しているか。
- 配置予定技術者が、自社社員であり、契約対象業務の入札執行日以前に３ヶ月以上の雇用関係があるか。

(6) 手持ち機械等の状況（測量業務及び地質調査業務に係る本調査の場合に限る）

業務の履行に必要な手持ち機械等が確保されているか確認する。

(7) 契約に示された内容に適合した履行をする旨の確約書

代表者名で提出されているか確認する。

(8) 第三者による照査等を実施する者

以下の項目に１つでも該当する場合は、第三者による照査等を実施する者と認められない。

- 静岡県建設関連業務委託入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された入札参加資格者ではない。
- 資格者名簿に登録されている第三者の業種内容が、契約対象業種の内容に相応していない。
- 契約対象業種における総合点数が、調査対象者の８０％未満である（契約対象業種が複数ある場合は、調査対象者の８０％未満となっているものが１つ以上ある。）。
- 静岡県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている。
- 調査対象者と資本若しくは人事面において関連がある。
- 契約対象業務と同種の業務を、静岡県から受注し、完了した実績がない。
- 当該入札に参加している。
- 第三者による照査等を実施する担当者が建設関連業務委託に係る低入札価格調査試行要領別表２に定める資格がない。
- 入札が執行された日から起算して過去１年間に於いて、静岡県が発注する業務に関

して、当該調査対象者の第三者照査等を請け負っている。

- 入札が執行された日から起算して過去1年間において、静岡県が発注した業務に関して、当該調査対象者に対して第三者照査等を請け負わせている。
- 第三者照査等を実施する担当者が付加された資格要件を満たすことができない場合、別途、必要な資格を有する者を適切に配置していない。

(9) 第三者による照査等を実施する者の確約書

様式-8との整合を確認する。

5. 契約後の取扱い

- | |
|--|
| <p>(1) 本調査を実施した建設関連業務委託において、履行可能と判断し契約した建設関連業務委託については、本調査で提出させた資料及び調査記録を監督員に引き継ぐとともに、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領及び運用」により対応する。</p> |
|--|

書類作成要領

注意事項

- 1 本作成要領に従い各様式及び各様式の添付書類を作成し、別に指示した期限までに提出すること。
- 2 一旦提出された後の一部又は全部の差し替え及び書類の追加提出は認めない。ただし、低入札価格調査の実施者が、記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示した場合は、この限りでない。
- 3 各様式及び各様式の添付書類の内容を立証するため、自らが必要と認める書類を併せて提出することは差し支えない。
- 4 低入札価格調査の実施者は、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるとき又は被調査者から提出された低入札価格調査報告書及び任意提出書類のみでは契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無を判断するに十分でないとき、必要に応じ、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために必要な別途の書類の提出を求めることがある。

様式－1 その価格により入札した理由

- 1 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち業務の状況、手持ち機械の状況、過去において受注・履行した同種又は類似の業務、再委託の相手方の協力等の面から記載する。
- 2 直接人件費、直接測量費、直接経費、特別経費、測量調査費、その他原価、技術料等経費又は一般管理費等の各費目のうち関係のある各費目別に、自社が入札した価格で契約の履行が可能な理由を具体的に記載するとともに、理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で契約の履行が可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）。
- 3 当該価格で入札した結果、契約の内容に適合した履行を行うことは当然である。

様式－2、様式－2の1 入札価格の内訳書、内訳書に対する明細書

- 1 発注者の示す設計書（設計図書）の内訳書及び諸経費に係る内訳書に対応する内訳書とする。また、発注者の示す設計書（設計図書）の内訳書に記載されている区別の費用内訳が分かる明細書とすること。
- 2 積算内訳書には、契約書に基づく発注者の承諾を必要としない簡易な業務の再委託の分を含め、再委託を予定している金額及び自社で実施する予定の金額との区分を明確にすること。また、以下の様式に記載する内容と矛盾のない積算内訳書とすること。
- 3 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならない。
- 4 入札者の申込みに係る金額が、契約対象業務の実施に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等（建築関係のコンサルタント業務にあつては、間接経費）に計上し、「付加利益」の内数として記載する。
- 5 業務の実施に必要な費目との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等

の名目による金額計上は行わないものとする。

【建築関係の建設コンサルタント業務にあつては、次の事項についても記載すること。】

- 6 間接経費を「一般管理費」、「付加利益」、「その他経費」の3つに分類し、当該業務担当部署以外の経費であつて、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等については、「一般管理費」として、当該業務を実施する者がその事業を継続的に運営するのに要する費用であつて、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証金その他の営業外費用等については「付加利益」として、一般管理費及び付加利益以外の経費については「その他経費」として計上すること。

添付書類

再委託の相手方の見積書等を添付する。

様式－3、様式－3の1、様式－3の2 当該契約の履行体制、業務に係る実施体制、協力技術者に関する実施体制

- 1 履行のための体制図においては、契約対象業務のうち設計図書（建築関係の建設コンサルタント業務のうち建築設計業務にあつては設計仕様書をいう。）において指定した軽微な部分を含めて再委託を行う予定がある場合は、再委託の相手方ごとに、相手方名、再委託を行う業務の内容、再委託の予定金額及び再委託を行う理由を記載する。なお、この体制図の提出をもって、当該再委託についてあらかじめ発注者の承諾を得たことにはならない。
- 2 業務に係る実施体制の「技術者の区分」の名称は、契約対象業務の業種区分に応じて適宜設定すること。
- 3 建築関係の建設コンサルタント業務にあつては、協力会社の技術者を配置する予定する場合は、「様式－3の2」に協力会社名、予定技術者等を記載する。

添付書類

- 1 「様式－3の2」については当該技術者が当該協力会社の社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。また、記載した資格を証明する書面の写しを添付する。

様式－4 手持ちの建設関連業務の状況

- 1 配置を予定する技術者ごとに、手持ちの建設関連業務委託等すべてについて記載するものとする。

様式－5 配置予定技術者名簿

- 1 配置を予定する技術者について記載するものとする。なお、競争参加資格として必要な資格については少なくとも記載すること。
- 2 「技術者の区分」の名称は、契約対象業務の業種区分に応じて適宜設定すること。
- 3 測量業務については、配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場責任者を定め、「備考」の欄に「現場責任者」と明記すること。

添付書類

- 1 本様式に記載した技術者が自社社員であり、契約対象業務の入札執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
- 2 記載した資格を証明する書面の写しを添付する。

様式-6、様式-6の1 手持ち機械等の状況（測量業務、地質調査業務に係る本調査の場合に限る。）

- 1 本様式は、測量業務又は地質調査業務が契約対象業務の場合に、入札者が使用する予定の手持ち機械及び入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について記載する。
- 2 「リース元名」の「入札者との関係」の欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。また、取引年数を括弧書きで記載する。

様式-7 契約に示された内容に適合した履行をする旨の確約書

- 1 契約に示された内容に適合した履行をする旨の確約書を代表者名で作成する。

様式-8 第三者による照査等を実施する者

- 1 第三者による照査等を実施する者について、①から⑧のすべての項目について記載する。
- 2 ④項目において、資本の関係有とは、「親会社と子会社の関係にあること。」「親会社を同じくする子会社同士の関係にあること。」を言う
- 3 ④項目において、人事面の関係有とは、「一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねていること。」「一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねていること。」を言う。
- 4 ⑦、⑧項目については、過去1年間において調査基準価格以下で落札し、第三者照査等を義務付けられたものをすべて記載する。
- 5 建築関連業務において、第三者照査等を実施する担当者が付加された資格要件を満たすことができない場合、補助担当者の配置の有無を記載する。

添付書類

- 1 ⑥項目のイに記載された資格を証明する書面の写しを添付する。
- 2 ⑥項目のウに記載された関係を証明する健康保険証等の写しを添付する。
- 3 補助担当者を配置した場合、別紙に氏名、所有する資格名を記載し、その有する資格を証明する書面の写し等を添付する。

様式-9 第三者による照査等を実施する者の確約書

- 1 様式-9に記載した第三者による照査等を実施する者が、代表者名で作成する。

年 月 日

発注機関の長 様

住所
商号又は名称
代表者氏名

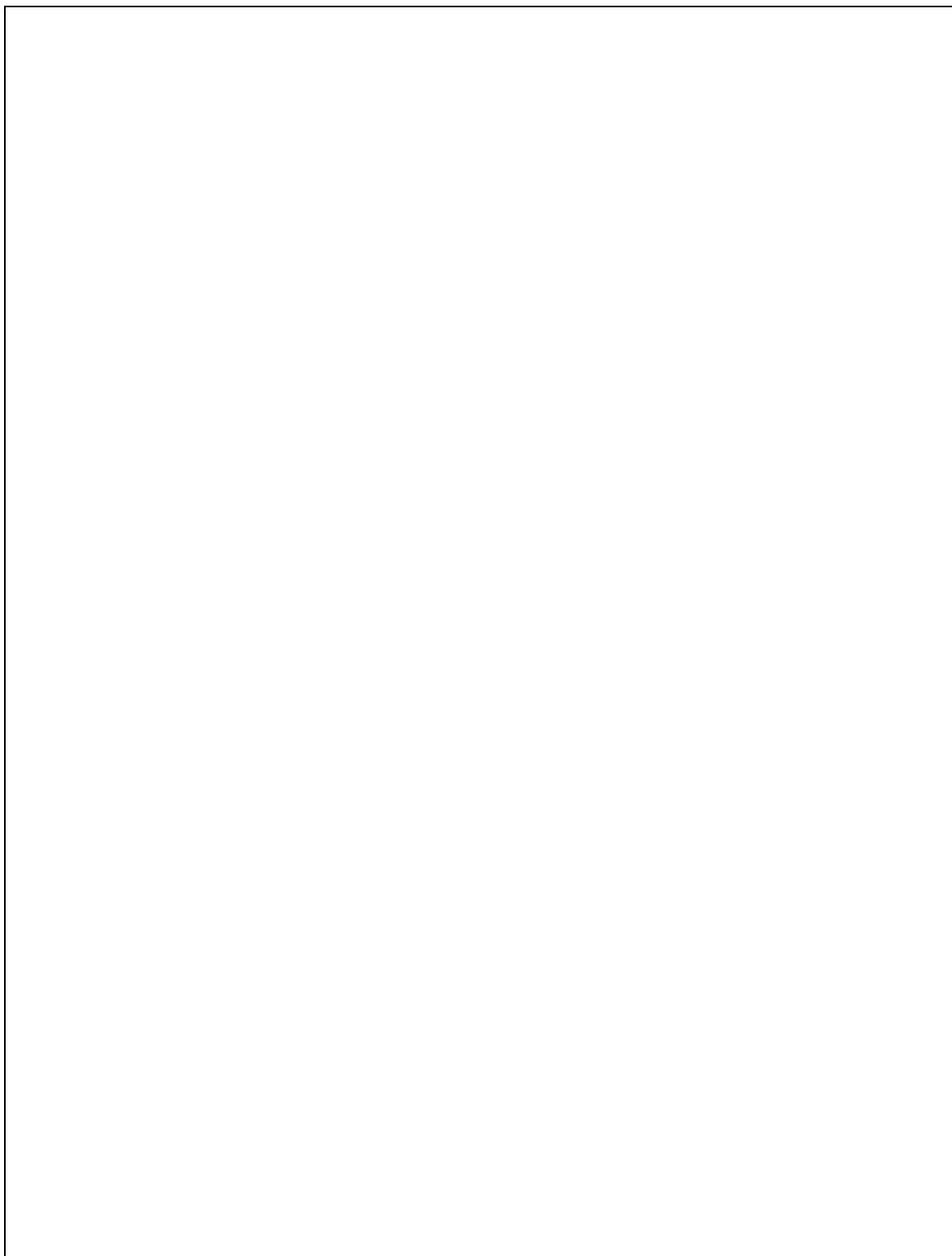
静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領に基づく下記資料を提出します。

記

1. その価格により入札した理由（様式－1）
2. 入札価格の内訳書（様式－2、様式－2の1）
3. 当該契約の履行体制
（様式－3、様式－3の1、様式－3の2（建築関係の建設コンサルタント業務に限る））
4. 手持ちの建設関連業務の状況（様式－4）
5. 配置予定技術者名簿（様式－5）
6. 手持ち機械の状況（測量業務・地質調査業務に係る本調査の場合に限る。）
（様式－6、様式－6の1）
7. 契約に示された内容に適合した履行をする旨の確約書（様式－7）
8. 第三者による照査等を実施する者（様式－8）
9. 第三者による照査等を実施する者の確約書（様式－9）
10. その他
 - ・○○
 - ・○○

様式－1

その価格により入札した理由



様式-2

入札価格の内訳書【建築関係の建設コンサルタント業務以外】
(道路詳細設計業務の場合の標準記載例)

業務名称							
項目	工種	種別	細別	業務実施金額(A=B+C)	うち再委託予定金額(C)		備考
					うち自社実施金額(B)	うち再委託予定金額(C)	
直接原価	道路構造物設計	道路設計	道路詳細設計(A)				明細書-1
	打合せ	打合せ協議					
	直接経費	旅費交通費					
		電子成果物					
間接原価	その他原価						その他原価・一般管理費等に係る明細書
一般管理費等	一般管理費 付加利益						
合計							再委託予定金額の比率 ○ ○%

再委託を予定している場合にあっては、再委託先の見積書等を添付する。

様式-2の1

内訳書に対する明細書【建築関係の建設コンサルタント業務以外】
(道路詳細設計業務の場合の標準記載例)

明細書-1 道路詳細設計1kmあたりの費用内訳					
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	備考
直接原価	設計計画及び施工計画	(km)式			
	現地踏査	(km)式			
	平面縦断設計	(km)式			
	横断設計	(km)式			
	道路付帯構造物・小構造物設計	(km)式			
	仮設構造物・用排水設計	(km)式			
	設計図	(km)式			
	数量計算	(km)式			
	照査	(km)式			
小計					

その他原価・一般管理費等の費用内訳					
項目	工種	種別	細別	業務実施金額	備考
間接原価	間接原価	間接原価			
一般管理費等	一般管理費等	一般管理費			
		付加利益			
その他原価・一般管理費等計					

様式－ 2

入札価格の内訳書【建築関係の建設コンサルタント業務】

(標準記載例)

業務名称					
項目	種別	業務実施金額 (A=B+C)	うち再委託		備考
			うち自社実 施金額(B)	予定金額(C)	
直接人件費					明細書－ 1
諸経費	直接経費				諸経費に係る明 細書
	間接経費				
技術料等経費					
特別経費	模型作成 模型写真				
合計					再委託予定金額 の比率〇〇%

再委託を予定している場合にあつては、再委託先の見積書等を添付する。

様式-2の1

内訳書に対する明細書
【建築関係の建設コンサルタント業務】

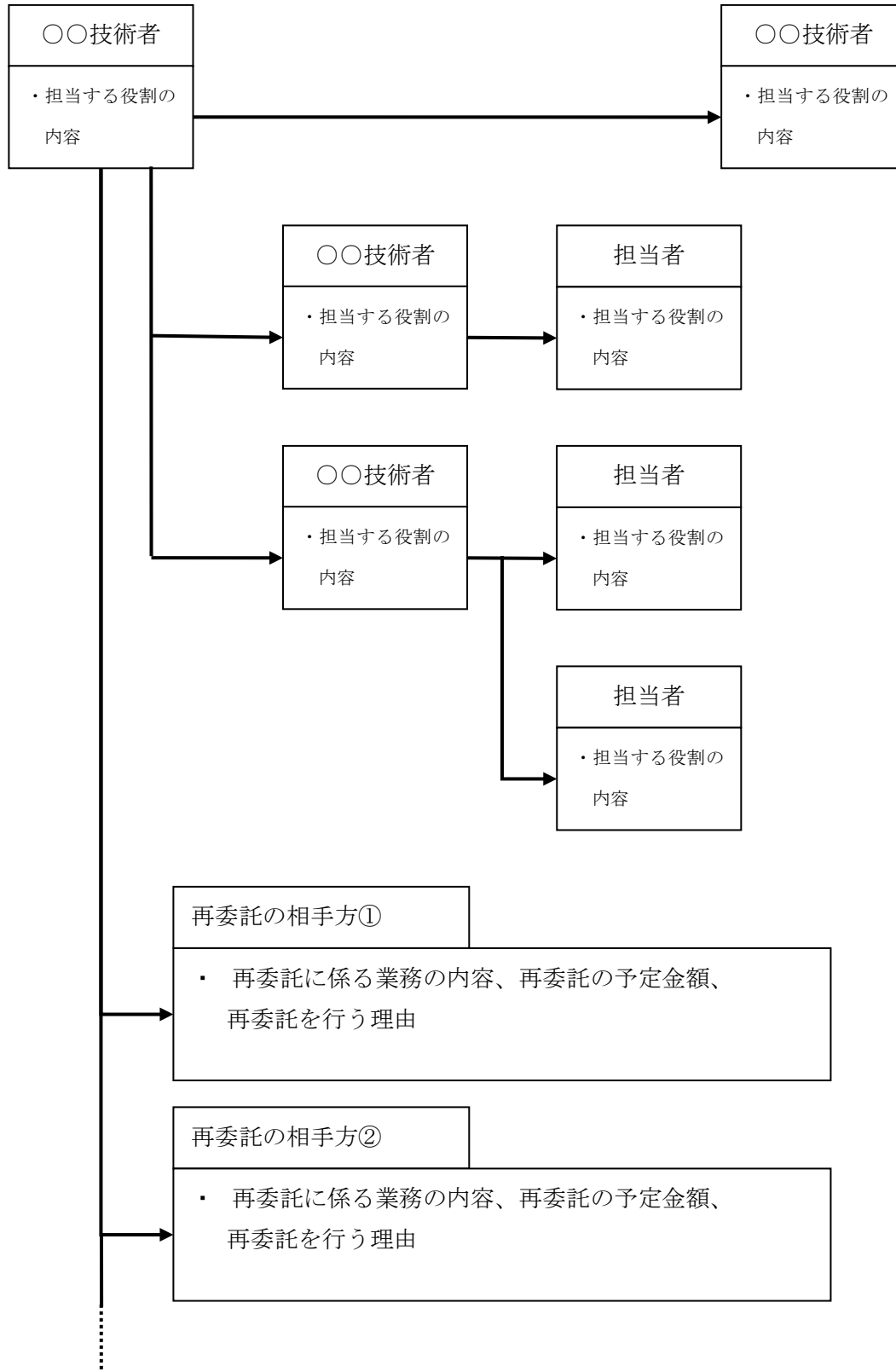
(標準記載例)

明細書-1 直接人件費用内訳					
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	備考
直接人件費	建築意匠実施設計業務	人・日数			
	建築構造実施設計業務	人・日数			
	建築設備実施設計業務	人・日数			
	建築積算業務	人・日数			
	設備積算業務	人・日数			
小計					

諸経費の明細書				
項目	種別	細別	業務実施金額	備考
諸経費	直接経費			
	間接経費	一般管理費		
		付加利益		
		その他経費		
諸経費計				

当該契約の履行体制

(1) 履行のための体制図



様式－３の１

(２) 業務に係る実施体制

技術者の区分	氏名	役職・部署	担当する役割	備考

様式-3の2

(3) 協力技術者に関する実施体制（建築関係の建設コンサルタント業務に限る）

建築構造関係					
業者（事業所）名		名称			
		住所			
		電話番号			
技術者の区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号	備考

資格を証明する書面の写しを添付する。

建築設備関係					
業者（事業所）名		名称			
		住所			
		電話番号			
技術者の区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号	備考

資格を証明する書面の写しを添付する。

様式-4

手持ちの建設関連業務の状況

(技術者) (氏名:)

業務名	発注機関	履行期間	契約金額	備考

配置予定技術者名簿

技術者の区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号	備考

- ・入札者と雇用関係があることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
- ・資格を証明する書面の写しを添付する。

様式－ 7（契約に示された内容に適合した履行をする旨の確約書）

確 約 書

年 月 日

発注機関の長 様

住所
商号又は名称
代表者氏名

当社（私）が入札の申込みをした下記業務委託について契約した場合は、建設関連業務委託低入札価格調査マニュアルに基づき提出した資料内容を遵守し、契約図書に示された内容に適合した履行を安全かつ確実にを行うことを確約します。

記

1. 対象業務委託名
2. 入札の申込みに係る金額（税込み）

様式－ 8

第三者による照査等を実施する者

① 商号または名称及び所在地	商号または名称 _____ 所在地 _____
② 静岡県建設関連業務委託入札参加業者資格者名簿の登載状況等	ア 資格者名簿の登載 有・無 イ 希望業務内容 ウ 指名停止の有無 有・無
③ 契約対象業種における総合点数（複数ある場合は、全てについて記載する）	ア 契約対象業種 イ 調査対象者の総合点数 ウ 第三者照査者の総合点数
④ 調査対象者と第三者の資本、人事面の関係	ア 資本の関係 有・無 イ 人事面の関係 有・無
⑤ 過去の同種業務の受注及び履行の実績（過去5年以内の業務に限る）	ア 委託業務名 イ 履行期間 年 月 日～ 年 月 日 ウ 発注者名 エ ウの連絡先 TEL 等 オ テクリス登録番号
⑥ 第三者による照査等の担当者	ア 氏 名 イ 必要な資格等 ウ 第三者との関係 役員・従業員・その他（ ） エ 補助担当者 有・無
⑦ 第三者による照査等の実績（過去1年間に限る・国、他の地方公共団体における実績を含む）	ア 実績の有無 有・無 イ 委託業務名 ウ 受託者名 エ 発注者名 オ ウの連絡先 TEL 等
⑧ 低入札調査基準価格以下で落札し、第三者による照査等を依頼した実績（過去1年間に限る・国、他の地方公共団体における実績を含む）	ア 実績の有無 有・無 イ 委託業務名 ウ 照査等実施業者 エ 発注者名 オ ウの連絡先 TEL 等 カ テクリス登録番号

⑥については、資格を証明する書面の写しを添付する。

また、補助担当者を配置した場合は、別紙に氏名、所有する資格名等を記載し、資格を証明する書面の写し等を添付する。

⑦、⑧については、対象業務委託すべてを記載する。業務数が多い場合は別紙に記載可能。

様式－9（第三者による照査等を実施する者の確約書）

確 約 書

年 月 日

発注機関の長 様

住所
商号又は名称
代表者氏名

当社（私）は、〇〇〇が入札の申し込みをした下記業務委託について、〇〇〇が契約した場合、静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領第14条に規定する第三者による照査等を受託しますが、当社（私）が照査等を実施した後、納品した成果品について、静岡県業務委託契約約款第40条に規定するかしがあるときは、静岡県工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づき入札参加資格停止等の措置を受けることに異存がありません。

記

1. 対象業務委託名
2. 入札の申し込みをした業者名
3. 第三者照査等を実施する担当者

氏 名

資 格

様式－10

(意向確認書)

年 月 日

発注機関の長 様

住所
商号又は名称
代表者氏名

低入札価格調査制度に基づき調査対象者として低入札価格調査書類の提出ができませんので、入札が無効と取り扱われることに異存がありません。

記

- 1 入札番号
- 2 対象業務委託名
- 3 業務箇所
- 4 書類の提出ができない理由

※備考

- 1 提出は、持参、FAX又はメールとする。